

令和6年度 県立高校学習用端末貸出制度のご案内

一定の所得要件を満たす世帯の本校生徒に
学習用端末（ノート型コンピュータ）の
貸出を行います。

■ 貸出を受けられる世帯の要件 ■

住民税非課税世帯

保護者等（親権者）全員の道府県民税所得割及び市町
村民税所得割が非課税または生活保護（生業扶助）受
給世帯であることが要件です。



■ 貸出期間 ■

申請年度の3月まで

貸出期間終了後も引き続
き在学中で、上記所得要
件を満たす場合は、貸出
期間の延長を申請できま
す。

■ 貸出手続き ■

申請が必要です

申請書、借用証書、住民
税非課税世帯であることを
確認できる書類の提出
が必要です。

県立高校学習用端末貸出制度

Q&A

Q1 詳しい手続きについて知りたいです。

A1 まず、入学後に学校から配布する「学習用端末貸出希望調査票」をご提出いただくか、オンラインフォームからお申込みください。その後、申請書類をお渡ししますので、必要書類を添えてお申し込みください。

Q2 申請に必要な書類は何ですか。

A2 次の①～③の書類をご提出いただきます。

- ① 申請書
- ② 借用証書
- ③ 住民税非課税世帯であることが確認できる公的書類（保護者等全員分の最新の（非）課税証明書または生活保護受給証明書）

ただし、後日「高校生等奨学給付金」を申請される場合は、申請により③を省略することができます。

Q3 いつ頃に貸出端末を受け取ることができますか。

A3 本校が定めるBYOD端末を活用した学習を開始する時期（令和6年6月）までにお渡しします。

Q4 在学中はずっと借りることができるのですか。

A4 貸出期間は原則申請した年度の3月までの最長1年間ですが、貸出期間終了後、引き続き在学中で、所得要件を満たす場合は、延長申請により貸出期間を延長できます。

Q5 年度途中でも申請できますか。

A5 可能です。まずはご相談ください。ただし、お渡しする時期が遅れる場合があります。

Q6 貸出端末の種類を選ぶことはできますか。

A6 本校が用意する端末以外に選ぶことはできません。

Q7 タッチペンなど周辺機器は借りられますか。

A7 ノート型コンピュータ本体と電源アダプタのみを貸し出します。周辺機器は必要に応じてご家庭でご用意ください。

Q8 借りた端末が故障したり破損したりした場合はどうなりますか。

A8 個人で修理しようとせず、速やかに学校を通じて修理を申し込んでください。なお、故障・破損等の状況によっては、修理にかかる費用をご負担いただく場合があります。返却時の点検で故障等が見つかった場合も同様です。

Q9 一度借りた端末の貸出が取り消される場合がありますか。

A9 次のいずれかに当てはまる場合は、速やかに端末をご返却いただきます。

- ① 住民税非課税世帯でないことを学校が確認したとき。
- ② 退学・転学・休学をするとき。
- ③ その他、貸し出すことが適切でないとして学校長が判断したとき。